

法人の実質的支配者の検証と監督に関する法務大臣規則 2025 年 2 号の施行

2025 年 4 月

One Asia Lawyers インドネシア事務所

馬居 光二 (日本法弁護士)

プリシリヤ・シトンプル (インドネシア法弁護士)

1. はじめに

法務大臣は、法人の実質的支配者 (Beneficial Owner) の確認および監督に関する規則第 2 号 (「MoLR 2/2025」) を発行し、法人の実質的支配者確認 (Know-Your-Beneficial-Owner / KYBO) 原則の適用における法人の責任を拡大しました。

本規則では、従前 KYBO について

定めていた法務人権大臣規則 2019 年 21 号 (以下、「MLHR21/2019」) と比べて、より明確に法人による義務が規定されております。



2. 実質的支配者とは？

MoLR 2/2025 第 1 条 2 項では、「実質的支配者」とは、会社における取締役会、監査役会、経営陣、指導者、または監督者を任命または解任する権限を有し、会社を管理する能力があり、会社から直接または間接的に利益を受ける権利を有し、または実際に利益を受け、会社における資金または株式の実質的な支配者であり、およびまたは法律および規則の規定に定められた基準を満たす個人と定義されています。

3. 法人の新たな義務

MoLHR 21/2019 でも規定されていたように、法人は実質的支配者を特定する必要があります。これに加え、MoLR 2/2025 は、KYBO 原則の遵守を確保するために、下記のような新しい義務を規定しています。

a. KYBO 原則の実施義務 (3 条 1 項)

- 実質的支配者の情報の年次更新
- 実質的支配者に関する文書の管理・維持
- 実質的支配者に関する質問への回答

b. KYBO 手続きの実施 (4 条 1 項)

- 実質的支配者の特定と検証
- 誰が実質的支配者として適格かを決定
- 法務大臣に実質的支配者情報を提出

4. 誰が実質的支配者の検証の実施に責任を持つのか？

MoLR 2/2025 に基づき、実質的支配者の検証はマネーロンダリングやテロ資金供与に関するリスクなど、特定のリスク評価に基づいて実施されと規定されています (5 条)。この検証の責任は以下の関係者にあるとされています。

- **法人（6条）**

法人は、特に法人設立、変更、年次更新を報告する場合には、添付書類を確認し、実質的支配者の情報が正確であることを確認しなければならない。

- **公証人（第7条）**

法人が公証人サービスを利用する場合、公証人はコーポレート・アクションを促進するために実質的支配者の検証プロセスにも関与する。

- **法務大臣大臣（第8条）**

法務省は、法人および／または公証人から提出された実質的支配者の情報を確認し、法人が記入した実質的支配者に関する質問票を審査することによって検証を行う。

- **その他の政府機関（第9条）**

他の機関も、それぞれの法的義務および規制当局に従って実質的支配者の検証を実施することができる。

5. 実質的支配者に関する質問票の記入要件の拡大

MoLHR 21/2019において、法人の義務とされていた実質的支配者に関する調査票の記入について、MoLR 2/2025は、よりも広く公証人にも適用され旨を規定します（10条1項）。

上記、実質的支配者に関する質問票は、以下の場合に記入しなければならないと規定されておりいます（第10条第3項）。

- 法人を設立、登録、認可する場合
- 法人の定款を変更する場合
- 法人データを更新する場合
- 法人の実質的支配者に関する情報を報告、変更、更新する場合

6. 実質的支配者の情報提出に対する監督

MoLR 2/2025は、KYBO原則の適用に関する法人の監督については、よりシンプルにこれを規定しています。法人による実質的支配者の情報の提出、変更、更新が含まれ、この監督は、KYBO原則の適用方法に応じて、電子的または非電子的な形で行われるとされております（18条～21条）。

7. 違反に対する行政処分

MoLR 2/2025では、法人が実質的支配者に関する情報の報告または更新義務を果たさない場合、大臣は行政制裁を科すことができるとしています。これらの制裁は以下のようない法人に適用されます（22条1項、2項）。

- 実質的支配者を報告しない法人
- 虚偽尾情報を提供した法人

行政処分には以下が含まれます（22条3項）。

- 文書による警告
 - 法務省のブラックリストへの法人名の掲載
- 同省のオンライン法務管理システム（AHUオンライン）へのアクセスの遮断
- この制裁措置は、法人が関係当局によって検証された完全かつ正確な実質的支配者の情報を適切に提出した場合にのみ解除されるとされております（25条）。

8. 結論

上記のように、MoLR 2/2025 は、法人の実質的支配者についての透明性の強化を趣旨として、従前より詳細な法人の義務や、行政制裁を規定しております。

これにより、インドネシアにおける日系企業においても、実質的支配者の報告は、コーポレートガバナンスの重要な一部として、これまで以上に正確かつ適切な対応が必要となると考えられます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において 6 年間、各種法人法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた法人進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 koji.umai@oneasia.legal</p>
	<p>Prisilia Sitompul (プリシリア・シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア法弁護士 インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスクウンセルとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了 (石油・ガス法)。 One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本法人に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア法人に対するサポートも行っている。 sitompul.prisilia@oneasia.legal</p>